

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号二に規定する主務大臣が定める量

	平成 8 年 12 月 27 日	大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省	告示第 6 号
改正	平成 9 年 12 月 26 日	大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省	告示第 8 号
改正	平成 10 年 12 月 28 日	大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省	告示第 5 号
改正	平成 11 年 12 月 16 日	大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省	告示第 13 号
改正	平成 12 年 12 月 27 日	大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省	告示第 10 号
改正	平成 13 年 11 月 9 日	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	告示第 10 号
改正	平成 14 年 11 月 29 日	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	告示第 8 号
改正	平成 15 年 12 月 10 日	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	告示第 7 号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第十一条第二項第二号二の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号二に規定する主務大臣が定める量を次のように定め、平成九年四月一日から適用する。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第十一条第二項第二号二に規定する主務大臣が定める量は、次の表の左欄に掲げる特定分別基準適合物に係る特定容器を用いて行う事業が属する同表の中欄に掲げる業種の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

特定分別基準適合物	業 種	量 (千キログラム)
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。)第四条第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の右欄のイに掲げる業種	292, 295
	規則別表第二の一の項の右欄のロに掲げる業種	98, 293
	規則別表第二の一の項の右欄のハに掲げる業種	155, 011
	規則別表第二の一の項の右欄のニに掲げる業種	8, 170
	規則別表第二の一の項の右欄のホに掲げる業種	19, 779
	規則別表第二の一の項の右欄のヘに掲げる業種	7, 299
規則第四条第二号に規定する分別規準適合物	規則別表第二の二の項の右欄のイに掲げる業種	32, 450
	規則別表第二の二の項の右欄のロに掲げる業種	109, 810
	規則別表第二の二の項の右欄のハに掲げる業種	27, 223
	規則別表第二の二の項の右欄のニに掲げる業種	163, 463
	規則別表第二の二の項の右欄のホに掲げる業種	469
	規則別表第二の二の項の右欄のヘに掲げる業種	1, 640
規則第四条第三号に規定する分別規準適合物	規則別表第二の三の項の右欄のイに掲げる業種	13, 527
	規則別表第二の三の項の	17, 354

	右欄の口に掲げる業種	
	規則別表第二の三の項の 右欄の八に掲げる業種	8 5 , 5 2 8
	規則別表第二の三の項の 右欄の二に掲げる業種	2 , 4 2 4
	規則別表第二の三の項の 右欄のホに掲げる業種	2 , 2 9 0
	規則別表第二の三の項の 右欄のへに掲げる業種	2 5 8
規則第四条第四号に規定する 分別規準適合物	規則別表第二の四の項の 右欄のイに掲げる業種	2 6 6 , 5 7 0
	規則別表第二の四の項の 右欄の口に掲げる業種	2 1 , 9 7 2
	規則別表第二の四の項の 右欄の八に掲げる業種	1 4 , 5 5 3
	規則別表第二の四の項の 右欄の二に掲げる業種	3 7 , 9 0 9
	規則別表第二の四の項の 右欄のホに掲げる業種	2 8 , 1 0 9
	規則別表第二の四の項の 右欄のへに掲げる業種	2 4 , 9 8 5
	規則別表第二の四の項の 右欄のトに掲げる業種	8 5 , 9 8 8
	規則別表第二の四の項の 右欄のチに掲げる業種	2 2 1 , 4 9 9
規則第四条第五号に規定する 分別規準適合物	規則別表第二の五の項の 右欄のイに掲げる業種	1 1 , 5 3 0
	規則別表第二の五の項の 右欄の口に掲げる業種	3 0 1 , 2 3 3
	規則別表第二の五の項の 右欄の八に掲げる業種	1 3 , 4 5 7
規則第四条第六号に規定する 分別規準適合物	規則別表第二の六の項の 右欄のイに掲げる業種	4 7 5 , 2 7 5
	規則別表第二の六の項の 右欄の口に掲げる業種	2 3 , 9 0 7
	規則別表第二の六の項の 右欄の八に掲げる業種	5 , 3 8 9
	規則別表第二の六の項の 右欄の二に掲げる業種	4 2 , 7 6 8
	規則別表第二の六の項の 右欄のホに掲げる業種	2 3 , 1 1 2
	規則別表第二の六の項の 右欄のへに掲げる業種	4 9 , 5 6 4
	規則別表第二の六の項の 右欄のトに掲げる業種	2 7 3 , 1 9 9
	規則別表第二の六の項の 右欄のチに掲げる業種	1 0 4 , 4 3 5

(注) 表中「量」は平成16年4月1日より適用されます。